

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の一部改定について

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の「購入資材・表面加工材料」におけるグリーン原則及びグリーン基準を下記のとおり改定する。

記

1. 改定の内容

【現行】

グリーン原則	グリーン基準
③古紙再生阻害要因の改善に配慮している	<水準－1> ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のB、C、Dランクの資材を使用しないこと <水準－2> ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のC、Dランクの資材を使用しないこと
④省資源に取り組んでいる	・メーカー標準品を使用すること

【改定】

グリーン原則	グリーン基準
③古紙再生阻害要因の改善に配慮している	・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のC、Dランクの資材を使用しないこと
④省資源に取り組んでいる	・長期使用、強度保持等の観点から、使用形態にあった表面加工を選択すること ・メーカー標準品を使用すること

*③のグリーン基準では、水準－1、水準－2の区分をやめ、一本化する。

④のグリーン基準では、使用形態にあった表面加工の選択について追加する。

2. 実施日

平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

3. 補足・解説

表面加工方法には、塗料を塗布する光沢コート、プレスコート、フィルムを貼り合わせる光沢ラミネート、及びUVを使用するUVコート、UVラミネートがあります。繰り返し使用する教科書や長期使用する書籍などでは光沢ラミネート加工を施すことで、印刷物の耐久性(強度、耐水、耐摩擦性)[※]が向上し、印刷物の長期使用が可能になります。印刷物の使用形態、目的に応じた表面加工を選択することが耐久性や省資源につながることから、今回の改定を行いました。

改定内容は、③「古紙再生阻害要因の改善の配慮」については、水準の区分を行わないこととし、基準を「C、Dランクの資材を使用しないこと」といたしました。

④「省資源に取組」については、長期使用、強度保持等の観点を明確にするために、基準に「長期使用、強度保持等の観点から、使用形態にあった表面加工を選択すること」を加えることといたしました。

※耐久性を求められないものとしては、チラシ、パンフレット、冊子等のうち短期間で不用になることが想定できるものがあげられます。